

回 覧

高農政第899号
平成27年11月9日

農業者の皆様へ

高森町長 草村 大成
(公印省略)

阿蘇火山灰対策（ハウス）説明会の開催について

日頃より、町農政に対しますご協力感謝申し上げます。

さて、昨年11月の阿蘇山噴火以来、農業者の皆様は、除灰等様々な対応に追われている状況にあり、今後の営農活動に対し危惧することも多々あると存じます。

つきましては、別紙のとおり対策事業を行うことが決定し、その説明会を下記のとおり開催いたします。興味のある方は是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

日時 平成27年11月18日（水）午後7時から

場所 高森総合センター 2階 大会議室

事業内容の詳細については別紙のとおり

阿蘇火山防災園芸対策事業（農村地域防災減災事業）

事業の目的

昨年11月に阿蘇山が噴火し、2ヶ月あまりの期間に約150万トンの火山灰が降ったとされています。

また、本年4月及び9月にも噴火があり、現在の噴火警戒レベルは「3」とされました。

このような中、高森町全体の農作物への影響は総販売額のおおむね10%程度減少すると想定されています。

この想定された減収分を補てんするために、平成28年度において降灰対策事業を実施します。

1. 支援対象者

高森町に居住し、町内で主要な野菜の栽培を行っている農業者

※高森町における主要な野菜

露地：キャベツ、大根、白菜他

施設：トマト、ミニトマト、ナス、アスパラガス他

花き

※露地作物の対策を優先します（露地から施設園芸へ転換される方）

2. 支援内容

被覆施設（単棟ハウス及び連棟ハウスの本体のみ）

※育苗ハウスは不可

3. 事業実施主体

3戸以上の農業者が組織する団体

4. 施工期間

平成28年度において、速やかに終了すること。

5. 事業の申請期限

平成27年11月24日（火）午後5時まで

6. 事業の申請先

高森町役場 農林政策課 農林振興係

※ 注意事項

○申請された事業計画は、予算枠の関係上、全てを認められないこともあります。

○事業費総額のうち一部自己負担が発生します。

（負担割合は説明会の折お示しします。）

お問合せ

高森町役場 農林政策課

農林振興係 0967-22-1111

内線 414・415